

セラーズにおける意図の分析について

三 谷 尚 澄

■キーワード セラーズ, 意図, 実践的推論, 欲求, 論理

序

本論文は、20世紀アメリカの哲学者、ウィルフリッド・セラーズの哲学について、その「意図 (intention)」概念の分析に注目し、そのあり様を見定めることを目標とする。

このことは、本論文が二重の意味で聞きなれない、マイナーなテーマを扱う、という印象を与えるかもしれない。第一に、近年の英米圏におけるセラーズ再評価の機運や、日本語による『経験論と心の哲学』の出版といった事情などを考慮してもなお、セラーズの思想がわが国の研究者のあいだでメジャーな存在になった、とはいいがたいように思われるからである。また、第二に、セラーズを中心にすえて研究を遂行する研究者共同体の内部においてさえ、実践哲学の領域におけるセラーズの論考は研究上の隙間ないし死角に位置する話題にとどまっている、というのは否定しえないのが現状だからである。

しかし、上記の印象は、本発表がたんなる歴史的関心から「失われた／知られざる巨人」の姿を発掘・復元することだけに狙いを定めている、ということをもまったく含意しない。同世代の分析哲学史を代表するカルナップやクワインとは異なり、「規範的なもの」のあり方に根本的な関心をよせるセラーズにとって、実践哲学への取り組みは彼の哲学体系のうちでも決定的に重要な位置を占める話題だったからである^{*1}。そして、本発表が明らかにするとおり、セラーズの洞察に満ちた分析の数々は、実践的推論の構造に関心を寄せる研究者にとって未発掘の宝の山を構成している、ということが出来るからである。

本論をはじめるに先だって、セラーズの実践哲学が有する輪郭を、若干の書誌的・伝記的事実と共に確認しておこう。本論での考察に対する補助的情報として有益であると思われるからである。

セラーズ自身が述べるところでは、彼の倫理学に対する本格的な取り組みは、1934年に始まるオックスフォード滞在中、プリチャードの論考から「ピクウィック的」な影響を受けたことによって始まったという。すなわち、(1)プリチャードの義務論的直観主義は、道徳的義務と動機を直接的に接続している点で——現在の用語を用いるなら道徳的義務と動機の内在主義的つながりを主張する点で——倫理の文法を最もよくとらえているように思われるの

^{*1} 後述するプリチャードの影響のもと、オックスフォード時代の若きセラーズは倫理的直観主義こそが自分の得意領域 (personal property) であると考え、道徳に関する合理的直観主義をテーマとした学位論文の執筆を計画している。ただし、残念なことに、ミシガン時代からの友人、ウィリアム・フランケナがこの分野をどれほど見事にマスターしているかを知って、直観主義をテーマに学位論文を書くという計画は実行に移されることなく姿を消して (preempt) しまったそうである。(AR)

だが、(2)彼の哲学体系が有するプラトン主義的な傾向を維持したままでは、道徳に関する重要な現象学的洞察をまったく説明できないように思われる、という点で「プリチャードの洞察は、自然主義的観点からキャッシュ・アウトされる必要がある」(AR, §27)。これが、セラーズの倫理的キャリアの出発点をなす考察であった。

ここで、倫理学における自然主義への共感、という点をめぐっては、当時 A.J. エアの著作とともに台頭しつつあった情緒主義的道德理論に対するセラーズの評価もみておく必要があるだろう。「道徳判断と動機の内在的つながり」を自然主義的観点から説明できる情緒主義のプログラムが、上記のようなセラーズの哲学的傾向からして魅力的なものに映るのは明らかだからである。

しかしながら、情緒主義者たちの強調する自然主義的なアプローチには共感を示しつつも、道徳判断が単なる感情の表出であること、すなわち、倫理的用語の擬似概念的性を強調し、道徳的言説の論理を擬似論理と捉える点で情緒主義は方向を誤っている、とセラーズはいう。すなわち、道徳的言説の真正な論理的性を認める点においては、プリチャードの示した洞察、すなわち倫理的概念は真正の概念であるという洞察が正しい、というのが情緒主義に対するセラーズの結論である。

約言するならば、「プリチャードの義務論的直観主義とエアの情緒主義は、自然主義的枠組みへと止揚されなければならない。それも、倫理的概念を真正の概念として認め、道徳の間主観的性格と道徳の真理の余地を確保する自然主義的枠組みのうちへと止揚されるのでなければならない」(AB, §28)」というのが倫理学におけるセラーズの基本的スタンスだということである*2。一言でいうなら、自然主義の立場を採用しつつ、倫理的思考が論理的・概念的特性をもち、同時に実践的である(単なる事実の描写ではなく、動機づけや行為を指導するという性格をもつ)ことを首尾よく説明することをセラーズは試みるのである。

さて、論者の最終的な目標は、「実践理性」の可能性——倫理的思考が論理的・概念的特性をもち、同時に実践的である(事実の記述ではなく行為を指導し、動機づける)こと——を、自然主義的枠組みの内部に留まりつつ追求するセラーズのプロジェクトについて、その全体像を過不足なく見定めてみることにある。そして、本論文は、その大きな計画の前半部を構成する考察として、(1)セラーズにおける道德理論の基礎的構造を提供する行為の理論に焦点を合わせた考察を行い、また、(2)それとあわせて、「意図」という優れて実践的な心的状態を論理的語彙として扱い、意図言明を含む推論の論理的構造を明確化するセラーズの議論の概要を見定める。

別の言い方をすれば、直観主義と情動主義を止揚した倫理学説を確立するところにセラーズの狙いは定められているわけであるが、本論文はセラーズの構想する道德理論を直接的考察の対象とすることはせず、道德哲学への入り口としての「行為の哲学的心理学」(TA, 105)と実践的語彙を含む推論の「真正に論理的な構造」に焦点を合わせた分析を行う。より具体的には、「意図」を中心におきながら「意志」、「信念」、「欲求」などの構造を分析してみせるセラーズの考察に焦点を合わせた論述を行う。ただし、セラーズの道德理論

*2 道徳における自然主義、道徳判断と動機の内在的つながり、倫理的概念の論理的特性、の諸点を適切に説明できている点で、ヘアの指令主義はこの真相に非常に近いものをつかんでいる、とセラーズは述べている。(III.O, Introduction.)

は、「べき (ought)」や「よい (good)」によって表現される道徳の文法は、「するつもりである (shall)」によって表現される「意図」の文法の特例として理解される、と考える点にその特色を見出されるものであり (TA, 106)、その限りにおいて「するつもりである (shall)」の発話によって表出される「意図」の体系的分析を出発点にとることは、道徳的べきの将来的解明にむけた着実な足場を構築することにつながるはずである、というのが論者の見通しである。

心をめぐるセラーズの新古典主義的見解

セラーズの提示する意図の分析について最初に指摘しておくべきは、それが人間の心的活動一般をめぐる体系的分析の一部として遂行されている、ということである。そして、人間の心的活動一般をめぐってセラーズが提示する体系の全体像を最も整理された仕方ですべて示しているのが、人間の「サピエンス」一般を「三種類の移行」の観点から機能的に分類してみせる論点である。あるいは、人間の知的活動について、「知覚による言語への入場的移行 (language entry transition)」、「推論による言語内での移行 (intra-linguistic transition)」、「行為による言語からの退場的移行 (language exit transition)」という三種類の「機能的分類」を行ってみせるセラーズの分析である。

さて、上にいうセラーズの「機能的分類」について、本稿の関心にとって重要なのは、これら三種類の機能を割り当てられた知的行動が、それぞれ「パターンに統治された斉一性」を示す、という点である。あるいは、これらの活動が示す斉一性を、たんなる機械的なものではなく「意味論的」ないし「規範的」な「規則に従う出来事」として理解するセラーズの態度である。というのも、ここでいう「斉一性」が機械的観点ではなく「意味論的観点」から論じられている、ということは、それらが「正しい／正しくない」の評価をとまなう、という点で「oughtの規則に従う」特性を示す (MFC423) という点、あるいは、ローティが注目し、EPMを一躍有名にした箇所表現を用いるなら、「心的出来事を扱うさい、われわれはその経験的記述を与えているのではなく正当化の空間の中にそのエピソードを位置づけているのである」というセラーズ哲学の根本テーゼがそこに見出されるからである。

セラーズ自身の言葉を引いておこう。

・・・もし「規則に従う」という表現が真剣に受け取られ、斉一性を示すという何らの飾りもない概念——その場合、稲妻—雷鳴という系列は「規則に従っている」ことになるであろう——へとそれとわからないほど弱められることがなければ、行為をもたらしことに貢献しているのは、たんに状況がある種のものであるという事実ではなく、状況がその種のものであるという知識ないし信念である。(EPM, VIII-33)

意味論的斉一性をめぐる以上の論点に加えて、人間の「意図」のはたらきを心的機能一般の観点から把握しようとする本稿の関心にとって重要なのは、セラーズが知覚経験とのアナロジーにおいて意志作用を説明しようとしている点である。(少なくともこの点においては) セラーズの正当な後継者として、ブランダムは次のように明快に明快な表現を与えている。

知覚における言説への入場的移行と行為における言説からの退場的移行のアナロジーを利用することによって、納屋や赤いものに気づく能力と同様、合理的意志を哲学的に神秘的でない能力として理解することができる。(MIE, 233)

同様の論点について、セラーズ自身は、「EPMにおいて展開した〔心の理解に関する〕新古典主義的枠組みを、心の実践的側面に適用する」ことによって「行為の哲学的心理学の構築を試みた」のが「意図」をめぐる自分の哲学的分析の特徴である、という言い方をしている (TA130n.17)。ここで、セラーズのいう「EPMの新古典主義」を、さしあたり、われわれの知覚経験の成立構造をめぐるEPMが展開する「所与の神話の解体」のことを指すものとして理解しておくことができるだろう。一言でいうなら、「知覚」の問題に関して示された分析を、「心の実践的側面」ないし「意図」や「意志」の問題へと拡張ないし応用できるのではないかと、というのがセラーズの基本的な見通しである、ということになる。

では、以上の点を念頭においた上で、知覚とのアナロジーのもとに意図の構造を分析するセラーズの構想の具体的なあり方をみていくことにしよう。

セラーズによれば、知覚とのアナロジーにおいて意図を理解しようとする上で最も重要なのは、たとえば「眼前の赤い三角に関する知覚は意図的行為の結果としてもたれるのではなく特定の状況の認知によって引き起こされる」のであるということ、あるいは、セラーズの印象的な言い方では「知覚は対象によって知覚者から引き出されるもしくは無理やりに搾り出される evoked or wrung from the perceiver」(EPM: III. 15) という仕方知覚を理解することである*3。

例として、「強盗がいる」という観察報告がなされる場合のことを考えてみよう。「家に帰ったら玄関の鍵が開いていて、中で見知らぬ人間がたんすを探っていた場合には、その人間は強盗である」という意味論的規則があり、その規則を〈わが家の中の見知らぬ人間〉のセンスデータへと意図的に適用することによって、「強盗がいる」という観察報告が「行われる」わけではない。知覚は、現象学的特質として、認知の対象によって引き起こされるないし無理やりに搾り出される性質をもつ。

セラーズの提案は、このような心的できごとの特性は、「行為」ではなく「作用」として性格づけることによってより適切に理解されるのではないかと、いうものである。あるいは、心的出来事としての知覚を、アリストテレスのいう意味での現実態（傾向性や性癖が現実化されたもの）として捉えればよいのではないかと、いうものである。

リトマス試験紙は、特定の状況において青色に変化する傾向性をもつ。そして、特定の環境的要因にさらされることによって現実態としての青色を発現させる。同じように、われわれには「これこれの状況では強盗がいるという考えが生じる」という「信念」が傾向性とし

*3 以下、知覚のもつ因果的かつ論理的な性格をめぐるセラーズの分析については、次の拙稿と一部記述が重複していることをお断りしておく。三谷尚澄、「マクダウエルはセラーズをどう理解したのか?——『みえるの語り』の選言主義的解釈をめぐる一考察」、『人文科学論集〈人間情報学科編〉』、第44号、2010。同「ジョーンズの神話が残したもの——セラーズにおける心的作用の実在性について」、『人文論究』、第58巻3号、2008。

でもたれており、特定の状況に身をおくことがきっかけとなって「強盗がいる」という知覚報告を行う能力が「心的できごと episode」として現実化されるのである（LTC: 107）。思考（知覚経験）とその表立ったトークンとしての観察報告は、「行為（action）」ではなく「特定の思考を引き起こす傾向性としての信念 belief as a disposition to have a thought that p occur」が現実化されたという意味における「心的作用 mental act」なのである（MFC: 84）。正しい知覚が生じるために「知覚者がしなければいけないことは何もない」（Williams, 315）。このように、知覚のメカニズムのある種の因果的作用として位置づけるところにセラーズの知覚論の第一の特徴は見出される。

しかし、上記の説明はまだ解明されるべき問題を残している。知覚報告を傾向性の発現として捉えるにせよ、観察報告は（リトマス試験紙の場合と異なり）単なる因果的關係ではなく意味論的正しさの評価対象として位置づけられる、という事態をどのように説明すればよいのか、という問題である。先に述べたとおり、観察報告の示す斉一性は、稲妻—雷鳴の示す斉一性ではなく、規則に従うことに伴う斉一性であり、正しい／正しくないという規範的評価の対象とされるのでなければならない。では、「傾向性が現実化されたもの」としての知覚、もしくは「心的作用」として特徴づけられる知覚の正しさを判定する規則とは何か。

この問題に対するセラーズの提案は、「べき」には二種類の「べき」がある、というものである。セラーズによれば、すべての「べき」が「するべき」すなわち「行為の規則」であるとはかぎらないのであって、われわれは「行為の規則」に加えて「批判の規則」（「であるべき ought-to-be」の規則）というものが存在することに注意しなければならない。

前者の規則は、「状況 Cのもとにあるとき、XはAするべきである」という定式によって表現される。また、後者の例は、「しかじかの状況にあるとき、Xは状態φになければならない」という定式によって表現される。後者の例としては、「ウェストミンスターの時計のチャイムは15分ごとに鳴るべきである」という文などを挙げておくことができる。（以下、ought to be を O-B, ought to do を O-D と略記する。）

そして、もちろん、セラーズによる二種類の規則の区別は、知覚報告の正しさを判定するのは「行為の規則」ではなく「批判の規則」であるということを含意している。すなわち、正しい観察報告がなされるために必要なのは、「知覚者が正しい仕方知覚対象をみる」ことではなく、「知覚者と知覚される対象をとりまく状況が適切な状態（標準的状态）にある」ことであることをこの区別は教えている。すなわち、「これは赤いボールである」という心的作用としての観察報告が真であるためには、知覚者を取り巻く状況が標準的な状態になければならない。あるいは、青いネクタイを緑のネクタイだとジョンが誤って報告するとき、ジョンの報告に対するわれわれの適切な反応は「もっと正しくみなさい」ではなく、「標準的な光のもとでそのネクタイをみるようにしなさい」であることになる。

知覚報告の正しさを説明する枠組みとして O-B 規則を導入することにはもうひとつの帰結が伴う。O-B に依拠した「作用としての知覚」がもつ別の側面に言及した次の引用をみよう。

これらの種類の活動は、すべてパターンに統治された活動であるが、これらの行動があるパターンを示すのは、それが特定のパターンを示そうとする意図によって引き起こ

されたからという理由によるのではなく、そのパターンを出現させる傾向性が選択的に強化され、またこのパターンにあわない行動を出現させる傾向性が選択的に消去されてきたという理由によるのである。(MFC: 86f)

引用前半部では、知覚報告は O-D 規則に従って生じる行為ではないこと、それゆえ O-B 規則に従う心的作用として捉えられるべきことを主張する論点が繰り返されている。われわれが目にするべきは、引用の後半部、知覚報告を出現させる傾向性が、「特定の反応を示す傾向性の選択的強化」、すなわちある種のオペラント条件付けを介して形成される、と述べられている部分である。

「言語的プラグマティズム」ないし心的活動を表立った言語行動から要請される「理論的存在」として措定するセラーズの立場（「発言行動主義モデル Verbal Behaviorist Model」（以下 VB モデル））を考えあわせるとき、ここで言及されるオペラント条件付けを、特定の言語共同体における「訓練するもの—されるもの trainer-trainee」の関係を通じて O-B 規則に従う傾向性が育成される、という事態を指し示すものと理解して差し支えないであろう。

ここで、セラーズの考える VB モデルとは、外的に観察可能な発話行為に基づいて人間の「心的状態」を説明しようとする発想のことを意味している。複雑な問題を含む論点であるが、VB モデルの概要を説明するセラーズの説明——「天才ジョーンズ」をめぐる「人類学的 SF」——の内容を以下簡単に確認しておこう。

「ライルの祖先」と呼ばれる先史時代の人々が暮らしていた時代を想像してみよう。この世界では、後にデカルトの想定する「心的なもの」は存在せず、それゆえに思考や経験等を記述する「表に出ない内的な発話 covert inner speech」という概念ももたれていない。もっぱら、空間のなかに位置し、時間を通じて持続する公共の対象の公共的性質について語る「表立った発話 overt speech」だけが使用されている。彼らは、仮定法条件文やその他の洗練された構文を使用することができるのだが、「心の状態」をめぐる理解や知識を全面的に欠いており、自分たちが信念や希望や感覚をもつとは考えない。「声に出して考える thinking-out-loud」という外的に観察可能な行動だけを証拠として、複雑でかつ規則に従う人間の発話行為や意図的行動のメカニズムを説明する「発言行動主義モデル」(SK II.9)によって、この架空の祖先たちの知的行動はすべて説明されるのである。

ここに、「内的発話」という新しい概念を伴って天才ジョーンズが登場する。ジョーンズは、「声にだして考える」ことがない場合にも人々の行動に一定の合理的なパターンが見出されることに注目しつつこう考えるのである。外的な言語の表出が検知できない場合であっても、人々の「心のなか」では「内的な発話」が生じていると想定すれば、「表だった言語行動」を「内的発話」とともに始まる過程の到達点として理解することができるのではないか。人間の合理的行動を説明するためには「表立った発話」の前提から推論される「内的発話」を「モデル」とする、「観察・知覚の不可能な内的状態」の存在を理論的に想定するのがよいのではないか、という「思考の理論—理論」をジョーンズは提案するのである。(EPM XV.56)

また、ジョーンズは、「行動上の証拠から推論される思考」の理論を用いて、他者の内的状態を推論することを同時代人たちに教える。そして、例えばディックの外的行動から

「ディックはPと考えている」と推論することの正しさを学んだトムは、同じ行動上の証拠を用いて「私はPと考えている」と推論的に述べることを学習するようになる。また、自己に関する記述を十分に使いこなせるようになったディックは、やがて、自分の表だった行動証拠を観察することなしに——おそらくは神経生理学的なメカニズムに基づく条件反射の発達を通じて*4——「私はPと考えている」という発話を非推論的に行うことができるようになる。われわれの祖先たちは、自己の思考に関して、外的行動を証拠として採用する必要のない「特権的アクセス」をもつようになりはじめたのであり、「推論の結論」として到達される「理論としての内的発話」は、最終的に、非推論的反応に基づく「報告の使用」を獲得するにいたったのである。(EPM XV.59)

ジョーンズの語る物語は、公共的な語彙の枠内に収まる言語を拡張することにより観察不可能な内的過程のあり方を解明することが可能である、と示すことによって、思考が「間主観的性格」をもつものであることを明らかにしている。また、「感覚知覚の報告」をめぐる「信頼性主義」と同様のメカニズムを想定することで、説明仮説として導入された自己の内的状態に関する報告が「信頼するに足る」という意味での非推論的で特権的な使用を獲得することを示しており、この点で思考の「私秘的性格」をも明らかにしている。すなわち、「外的行動と心的作用の概念的つながりは科学的説明の論理に従って再構成することが可能である」とみなすことによって、「論理的行動主義のスキュラとデカルト主義のカリュプデイスの間を通過する道」(SM VI.36)を首尾よく見出すことができるのではないか。これが、ジョーンズの神話を通じてセラーズが達成しようとした哲学的プロジェクトであったということになる。

この点に関しては、「経験論と心の哲学」におけるセラーズの最大のねらいが、「所与の神話」の解体というプログラムと結び付けられていたことを思い起こすのがよいであろう。デカルトにおける「方法的懐疑」の遂行は、外的世界に関するすべての知識から確実性を剥奪する一方、内観に基づく直接的知覚の明証性・不可謬性が外界の知識に関する確実性の正当化拠点として定められうることを示すものであった。デカルトは、いわば哲学的懐疑の遂行前には自明の前提として確保されていた「所与としての外的世界」の確実性を破壊すると同時に、明晰・判明に知られうる自己意識という新しいバージョンでの「所与の神話」を打ち立てたわけである。そして、「神話を殺すのに神話を用いた」(EPM XVI.63)というセラーズの言葉は、このような形態におけるデカルトの所与の神話が断念されるべきであることを教える、という形でジョーンズの神話に与えられた使命を表現したもののなのである。

「直接的所与としての心」という神話を追放したジョーンズの仕事は、「心と世界」のあいだに広がる「デカルトの分断」に関するある独特な哲学的含意を有している。というのも、ジョーンズが「思考」と名づけた「論弁的存在者 discursive entities」は、「言語を用いる動物の〈なか〉にある」といわれるが、これは「分子の衝突が気体の〈なか〉にある」といわれるときと同じ意味においてであって、そのさいに「〈機械〉のなかに〈幽霊〉がいる」という意味で「なか」という言葉が用いられているのではないからである (EPM XV.58)。「外側から内側へ outside-in *5」という順路で説明されるネオ・ライルの思考の「内的」性格

*4 Brandom[1997], 176 / 二一五.

*5 O'shea[2007], 97.

は、「当人の〔おそらくは神経生理学的な〕状態としてその人の〈なか〉にある」という意味での「なか」を意味しているにすぎない (SK II.55)。

このように、「外から内へ」という転倒したデカルト主義の順序を採用することにより、「論理行動主義のスキュラとデカルト主義のカリュブデイスのあいだを抜ける道」を示そうとするのがセラーズの VB モデルであり (SM: VI. 36), これが所与の神話の解体と共に示される「心をめぐる EPM の新古典主義的見解」の内実なのである。

先にも述べたとおり、知覚は「認知の対象によって引き起こされないしは無理やりに搾り出される」性質をもつ。そして、たとえば「強盗がいる」という観察報告を顕在化させる能力は、言語共同体内部における trainer-trainee 関係を通じたオペラント条件付けを通じて因果的に構築されたものである。リトマス試験紙がアルカリ性の環境的要因に依存して因果的に青色へと変化するように、赤色の対象物が提示されているという環境からの因果的刺激へと依存的に「このものは赤い」という思考 (表だった発話をとる場合には言語を用いた観察報告) を発現させる傾向性が共同体内部での訓練を通じて形成されるのである。この意味で、環境世界のあり方に応じて非推論的報告が形成されるメカニズムは、おそらく、神経生理学上の非規範的述語で記述されることが可能であろう。

以上の点は、セラーズによる心の「機能主義」的説明と重ね合わせて理解しておくことができる。説明上の助けとして、次のような事例を考えてみよう。ゲームとしてのチェスを成立させるうえで、チェスのコマの材質や大きさはどのようなものであってもかまわないし、コマ同士の位置的關係を表示できるかぎりチェス版が水平におかれようが垂直におかれようが差し支えはないはずである。コマの動きやチェック・メイトなどの盤上の出来事がゲームの進行上で果たす「役割」ないし「機能」が確保されていればそれでよいのである。「われわれ自身のチェスボード上で生じる変化と構造的に類似した一連の変化」を可能にするものであるかぎり、コマやボードの「存在論的規定」はどのようなものであってもかまわない、ということである。(PSIM 402)

「心的作用」をめぐるジョーンズの説明に関しても事情は同様である。思考というものが、第一義的にはその果たす機能的役割という観点から着想を得られた理論的想定物である以上、チェスの場合と類比的に「概念的思考と神経生理学のプロセスを同一視することに原理上の障害はない」(PSIM 402)。思考と言語の志向性が互いにアナログ的な機能的役割を保持しているかぎり、その存在論的特性は未規定のままに残されて差し支えないのである。また、これらの因果的傾向性に基づく反応トークンは、「正しい言語的反応のパターン」を示すかぎりにおいて O-B 規則に従うもの、すなわち「正しい」反応としての評価をも受け取る。ここで、もちろん、「正しい」という評価の与えられる観察報告とは、報告された内容が世界の客観的事実のあり方と正しく対応している、すなわち「真実の知覚」を報告する発話トークンのことである。環境からの刺激に対する反応的傾向性には、言語共同体内部での意味論的規則に従った斉一性を示すか否か、という「信頼性」の観点からの評価が与えられるのである。そして、この言語共同体内における訓練を通じて特定の傾向性に与えられる「信頼性」の権威は、もちろん、「これは緑である」という観察報告が「これは実際に緑である」という客観的事実の記述として信頼するに足るものである、という権威づけのことを意味している。「言語空間への入場的移行」としての知覚報告において、世界の実在的秩序と

言語共同体内部の言語的・論理的秩序が編み合わされるに至るのである。

セラーズの言葉をみておこう。

緑色のものが現前する場における「これは緑である」の観察可能な、あるいは観察不可能なトークンは、——一定の緑色をしたものの組が与えられたとして——緑色の対象が標準的な条件においてみられている場合のみに限ってそれが「これは緑である」の観察可能な、あるいは観察不可能なトークンを生み出す傾向の表出である場合に限り、観察報告であり、観察的知識を表現している。・・・

・・・[「知識を表現している」といわれるために文トークンがもつべき権威に関して]そのような権威を構成する、と何らかの仕方でも言うことができるものは、唯一、ある人がそのような報告をなすという事実から緑色をした対象の現前を推論できるという事実のみである。すでに注意したように、報告の正しさは行為の正しさとして解釈される必要はない。報告は、その言語共同体において容認し支援することが合理的であるような、行動の一般的なパターンの一つの例として正しくあることが可能である。(EPM: VIII-35)

これは緑であるという事実に関する観察的知識は、 x は y の信頼できる徴候である、という形式の一般的事実を前提することによってその権威を得る。先に導入した枠組みを用いて表現するならば、観察報告がその他の知識に依存する「もう一つの論理的次元」が支える信頼性の権威を媒介とすることによって、非推論的な観察報告を「知覚者の内的状態をめぐる経験的記述」ではなく「客観的世界のあり方」に関する内容を含んだ報告として理解する道が切り開かれるのである。報告が、報告された対象の存在を正当化するほど信頼できるものである、という規範的保証を梃子にして、「標準的状态における観察報告」を「客観的事実をめぐる規範的報告」とみなしてさしつかえない、という結論が導かれることになるのである。

shall トークンから行為への退出的移行

確認しよう。以上の考察は、観察報告が「因果的であるとともに論理的でもある出来事」として理解されるべきだ、という主張を導くものであった。そして、その主張を背景で支えるのが、批判の規則に従った「知覚の文法」の習得（正しい知覚報告を行う傾向性の習得）は、ある種のオペラント条件づけとして遂行可能だ、という O-B 規則をめぐるセラーズのテーゼであった。すなわち、O-B 規則の定める内容は、言語共同体内での訓練を通じて、被訓練者の示す行動上の斉一性へと因果的に翻訳することが可能だ、というテーゼが、知覚をめぐるセラーズの分析においては決定的な役割を演じるのであった。そして、以上から、リトマス試験紙の場合と類比的に、「 p であると声に出して考える」傾向性は文脈依存的に現実化されるのであるが、この文脈依存的現実化はたとえば赤い対象物が提示される、という状況に依存した因果的出来事である、という「知覚の作用説」が帰結する。

ただし、同時に、傾向性が「O-B 規則に従って」形成された行動的斉一性であるかぎりに

において、この傾向性に基づく知覚報告は意味論的批判の対象ともなる。言語共同体がもつ「批判の規則」に照らし合わせつつ、正しい知覚報告と正しくない知覚報告の区別がなされるのであり、また、正しい知覚報告に関しては、その傾向性を確立するもととなった共同体に依拠した仕方である種の権威が与えられる。すなわち、「これは赤い」という観察報告が共同体内の信頼するに足るメンバーによって発話された、という事実から、「この対象は赤い」は事実であると推論してよい、という許可が与えられることになる。

セラーズ知覚論の構造を以上のように見定めたところで、次にそれと類比的な説明の枠組みを「意図」と呼ばれる心的出来事に適用する段階へと話を進めて行くことにしよう。

まず、VBモデルにおいては、「Aしよう」と意図すること」が「私はAするつもりである (I shall do A) という思考をもつこと」という概念的出来事として定式化され、また「思考としての意図」は「行為の原因としての意志 volition」へと時間的に「成熟する ripen into」ことによって言語からの退出的移行に関わる機能を果たす、とされる点から話を始めよう。例を挙げるなら、

- (1) 私は十分後に研究室を出るつもりだ。(I shall leave the office in ten minutes.)

という思考（表立った形態をとる場合には発話）が生じ、その10分後に、

- (2) (特段の事情がなければ) 私はいま研究室を出るつもりだ。((Ceteris paribus) I shall leave the office *now*.)

という思考が生じ、最終的に

- (3) (特段の事情がなければ) 私が研究室を出ること。(Ceteris paribus) My leaving the office.

という行為が生じる、という流れを考えよう。

この流れにおいて、(1)の出来事トークンが概念的思考としての意図を表出し、(2)は心的状態としての「意志 volition」を表出し、(3)は意図・意志の外的表出としての身体的行為である、ということになる。

つまり、意図は行為を指導する思考であり、意志とは結果へと成熟した意図であり、「言語からの退出的移行」としての行為を通じて「実践的思考と実践が合一する」、すなわち、概念的秩序に帰属する実践的思考としての意図が実在の世界における外的表現を得る、というのがセラーズの図式である。知覚を通じた入場の移行の場合と同様、意志的行為としての「退出的移行」においても実在的秩序と概念的秩序の交錯がみられる、ということである。(SM: 177)

ここで、shall の発話を学習する子供のことを考えてみよう。さしあたり、意図文としての発話に割り振られる論理的機能を捨象して、非機能的ないし単純に因果的な観点から shall の発話を考察する場合、これは“shall”という「音声」を含んだ文の使い方を学習す

る過程として記述されることになる。

次のような子どものことを考えてみよう。この子どもは、いまいくつかの文章を学習しているのだが、それらの文章はわれわれのいうところでは意図を定式化する文章である。非機能的記述の観点からすれば、これは「つもりである shall」という音を含んだ文章（僕はいま手を挙げるつもりだよ）の使い方をどのように学習するか、という問題である。明らかなことであるが、この子どもがこの音の使い方を学習した、とみなされるのは、この子どもが次のような傾向性、すなわち、特段の事情がなければ、「ぼくはいまから手を挙げるつもりだよ」という音を発したとき（あるいはそのような音を発しようという傾向づけられたとき）に自分の手を挙げる、という傾向性を身につける場合である。この傾向性が獲得された、と想定される場合、この子どもの「するつもりだ」という音の発話を「するつもりだ」という発言 saying として記述しなおすための必要条件が満たされたことになる。(AE, 203)

つまり、因果的作用として理解された知覚報告の場合と類比的に、shall の発話に行為が伴わない場合、その反応パターンは「批判の規則 (O-B 規則)」を通じた訂正の対象として選択的に消去され、「音声としての shall の発話に行為が伴うパターン」を示す反応的傾向性は言語共同体内での訓練を通じて選択的に強化される、というオペラント条件付けがここでも繰り返されることになる。

そして、このことは、知覚とのアナロジーが継続されるかぎり、言語からの退出的移行もまた「傾向性が現実化される」という意味において行為ではなく作用である、ということを示している。例を挙げておこなうなら、「赤い本が目の前にある」という事実的状況と非機能的に記述された「赤い本がある」という思考（ないし表立った発話）との間に因果的關係が成立していたのと類比的に、非機能的に記述された「shall」の発話とその発話内容に合致した行為の間には因果的なつながりが存在している、ということになる。

ところが、ここで、「音声の発話」を「述べること a saying」の事例として再記述する (re-describe as) とどうなるであろうか。単なる因果的作用として記述された発話を、理由の論理空間内に位置づけられる概念的出来事として記述しなおすとどうなるであろうか。この場合、発言と内的意図の表出としての行為とのつながりは、概念的な特性を帯びることになる。というのも、「私はいま手を挙げるつもりだ I shall now raise my hand」と「述べること」が「実際に手を挙げること」に伴われる、というのは shall の文法に則った概念的真理であり、「発言」と「行為」の論理的連結を表出しない子供は O-B 規則に従った意味論的訂正の対象となる、と考えることができるからである。

「ぼくはいまから手を挙げるつもりだ」という音を発することが、適切な状況においては、その子どもが手を挙げることの最大の原因 *the cause* となるが、このように記述される場合、発話と行動のつながりは概念的には偶然的である。

しかし、「ぼくは手を挙げるつもりだ」という発言として記述しなおされる場合、発言と行為のつながりは概念的なものとなる。というのも、以下のこと、すなわち、特段

の事情がなければ、「ぼくはいまから手を挙げるつもりだ」と発言すること（もしくは近いうちにそうしようとする傾向性）が手を挙げるという行為に継起される、ということは概念的真理だからである。(AE, 204)

以上が、「shall トークンから身体運動へ」という形で表出される「言語からの退出」は、知覚報告の場合と同様、因果的に産出されると同時に、「批判の規則」を通じた「意味論的正しさ」の評価対象とされるという意味で理由の論理空間に帰属している、ということを主張するセラーズの議論である。

実践理性を真剣に考える：意図と欲求の論理形式

以上のように心の哲学の水準における意図分析のあり様を見定めたところで、「実践理性」の可能性をめぐるセラーズの考察へと話を進めていこう。先にも確認した通り、道徳的ボキャブラリーは真正の概念であること、すなわち、「道徳的思考とその他の形式の思考を適切な心の哲学の根本的カテゴリーへと関連づけ、そのことをもって道徳的思考がその他の形式の思考と異なっているが類似しているという事実の説明となる分析を与える」ことにセラーズの狙いは定められている。(IIL0, introduction)

つまり、前節で確認した時系列に即して行為を産出する「クロノロジカルな」局面の意図分析に加えて、意図がもつ「論理的特性」に焦点を定めた分析を与えることをセラーズは目指すのである。道徳心理学を含めた「われわれの実践の概念枠組み」を探求し、「どのような事情のもとに、一連の前提から shall を含んだ結論へと妥当に到達することが可能となるのかを明らかにする」こと、これがセラーズが解決を目指す次の課題だ、ということである。(SM, 189f, TA, 110)

最初に、余計な混乱を防止するため、“shall”の用法をこれ以後常に「話者の意志」を表出する機能のみに統制する (regiment) ことにしよう。例をあげておこなうならば、「ジョーンズは10分後に研究室を出ることになる Jones shall leave the office in ten minutes」は「ジョーンズが10分後に研究室を出る、という事態を私は引き起こすつもりである I shall bring it about that Jones leave the office in ten minutes」を意味する言明として取り扱われる、ということである。(「P という事態が引き起こされることになる It shall be the case that p」は “Shall be [p]” と表記する。)

また、話者の意図を表出する shall 言明と対比される限りにおいて、「になるだろう will」の言明は単純未来を示すものとして取り扱う。すなわち、「私は10分後に研究室を出るだろう (I will leave the office in ten minutes)」は、かならずしも話者の意志を伴わない、単に未来を予測するだけの発話として取り扱われる。(この場合、私は「10分後に私の脱税を告発する検査官たちが来るだろう」と予測しているのかもしれない。この限りにおいて、shall 言明は will 言明を含意するがその逆は成り立たない。)(ORAV, III-27)

さて、ここまでの分析において、「意図すること」とは“shall-p”という思考をもつこと」として理解されていた。しかし、道徳心理学とのつながりにおいて意図を分析しようとするとき、この図式が困難を引き起こすことになる。というのも、知覚とのアナロジーに再

度立ち返るなら、「『SはPである』という視覚的印象は、思考を含んではいるが『SはPである』という思考以上のものである」と同様に、「意図することは『しかじかの事態になるだろう』という思考〔予測〕を含んではいるが、『しかじかの事態になるだろう』という思考〔予測〕以上のものでもあるからである (TA128)。

より踏み込んだ言い方をすればこういうことである。セラーズの分析は、「意図は論理的思考を含む」ことを前提としているわけであるが、意図はまた同時に行為を引き起こす「欲求」という心的状態とも強いつながりをもつように思われる。しかし、欲求の概念は、本質的に「満足」や「快楽」との論理的つながりをもつように思われるのであって、この点を承認することで、「行為と意図の論理的つながり」という先の論点が掘り崩されてしまうのではないか、という疑念が呼びおこされるのである。

この困難の解決策として、セラーズは再び知覚とのアナロジーを活用し、「信念」を「特定の思考をもつ傾向性」と規定したように、「欲求」を「特定の意図をもつ傾向性」(dispositional intentions)として規定する(以下の分析は、TA, 117-127)。すなわち、「意図をもつ傾向性としての(行為との論理的つながりをもった)欲求」[desire-1]を、

Xは「pという事態が引き起こされることになる」と考える傾向性をもつ。(X is disposed to think "it shall be the case that p").

と定式化する。また、満足・快楽とのつながりを確保した欲求を定式化するために、動詞“enjoy”の心理学的文法に注目して、

XはSがPであることを欲求する。(X desires that S be P.)

という言明は、

XはSがPであるという思考を楽しむ傾向をもつ。(X is disposed to enjoy the thought of S being P.)

と強い論理的連結をもつ(TA: 120)ことをセラーズは主張する。そして、そこから、「満足されることのできる欲求の定式」[desire-2]として、

Xは「Pという事態が実現されている」と考えることを楽しむ傾向性をもつ。(X is disposed to enjoy thinking "it is the case that p.")

を提案する。

すなわち、「意図をもつ傾向性としての(行為との論理的つながりをもった)欲求[desire-1]」と「満足されることのできる欲求の定式[desire-2]」の間に論理的つながりを見出すことができれば、前述の道徳心理学をめぐる特有の問題が解決される、とセラーズは考えるわけである。

ここで、

Xは「pという事態が実現されている」と考えることを楽しむ傾向性をもつ。(X is disposed to enjoy thinking 'it shall be the case that p'.)

という状態を想定すると、これは

(特段の事情がなければ) Xは「pという事態が引き起こされることになる」と考える傾向性をもつ。(X is disposed (ceteris paribus) to think 'it shall be the case that p').

(つまり desire-1) を含意するように思われる。すると、

(特段の事情がなければ) Xは「Pという事態が実現されている」と考えることを楽しむ傾向性をもつ。[X is disposed (ceteris paribus) to enjoy thinking it is the case that p.]

という定式、すなわち「満足と結びついた欲求」[desire-2] と、

(特段の事情がなければ) Xは『pという事態が実現されている』と考えることを楽しむ傾向性をもつ。(X is disposed (ceteris paribus) to enjoy thinking "it shall be the case that p".)

という定式、すなわち、「desire-1 を含意する傾向的状态」の間に論理的連結があるとわかれば、desire2 と desire-1 の求められている論理的連結を確保できたことになるのではないか。そのように提案することでセラーズは問題の解決を図る。(ibid.)

さて、ここでセラーズは、shall の用法について問題なく想定できる原理(意図論理を統治する原理 The Principle governing the Logic of Intention (PLI)) を述べ、その原理に即した仕方で shall の論理的はたらきをめぐら上記の問題の解決を目指す。

ここで、

PLI : 『p は q を含意する』は『shall [p] は shall [q] を含意する』を含意する。("p implies q" implies "shall[p] implies shall[q].")

であるとする。

ただし、ここでいう「含意」は「推論を権威づける関係」、すなわち、「p は q を含意する」は「q を p から推論してよい」という「推論の許可 inference license」を意味するものであるとされている。(TA, 111; SM, 179)

また、PLI からは実践的推論上のさまざまな妥当式が導かれる、ということで、セラーズは「この次元 [PLI] のゆえに、目的(と価値)の論理はその大部分が事実の論理から派生

する」という (ORAV, V-47)。たとえば,

[p&q] は [p] を含意する。

から

shall [p&q] は shall [p] を含意する。

が導かれ、先にみた「含意」の定義から

shall [p&q], それゆえ shall [p]。

という実践的推論 (意図言明を結論にもつ推論) は妥当である, という結論が導かれる。ただし, セラーズによれば, 信念を対象とする理論的推論の場合と同様, 「意図」を対象とする実践的推論の場合にも, 推論の構造を説明する上であるただし書きを設けておく必要がある。そして, セラーズの考える「ただし書き」の内容は, 「事実に信念について, 『信念をもつ状態』と『信念の内容』を区別する必要がある」と同様, 実践的推論においても「意図をもつ状態」と「意図の内容」を区別する必要がある, という点に関わるものである。

具体例を挙げておこなうなら, ペアノの公理系 P についての信念は, 算術上の諸定理 T についての信念を内容的に含意するが, 「『ジョーンズは P を信じている』からといって『ジョーンズは T を信じている』ということになるとは限らない。(ただし, P を信じておきながら T を信じない場合, ジョーンズは論理的根拠に基づいた批判の対象となる。)

それと類比的に, 「『健康な食事をするを意図する』は『低塩分の食事をするを意図する』を内容的に含意する」かもしれないが, 後者の意図をもつことなしに前者の意図をもつことはありうる (ただし, その場合論理的批判の対象とはなる), というのがセラーズのただし書きである。(SM: 182f)

では, 以上にみた特性を前提としつつ, shall の文法に関するより詳細な規定をみておくことにしよう。

第一は, 助動詞としての「するつもりである shall」と, 述語動詞としての「することを意図している intend」を区別する必要がある, というものである。先にみた shall の用法の統制と関わる論点であるが, この規定によれば, shall は行為者の意図を表出する機能を持ち, intend は行為者に意図を帰属させる機能をもつことになる, というのがセラーズの設ける区別の眼目である。

すなわち, (1)「私は A することを意図する (I intend to do A)」は「ジョーンズは A することを意図する (Jones intends to do A)」と同様, 意図を文章の主語に帰属させるはたらきをもつ, ということである。(2)また, 「私は A するつもりである (I shall do A)」が話者の意図の表出であると同様に, 「ジョーンズは A することになる (Jones shall do A)」は「私は, ジョーンズが A するという事態を引き起こすのに役立つことをするつもりである (I shall do that which contributes to bring it about that Jones does A)」という内容の言

明として話者の意図を表出する，ということである。

以上から，「事実に関わる含意から生じる意図間の含意関係は，意図の内容にのみかわり，意図としてのステータスには関わらない」，という帰結が，あるいは，もう少し直観的にわかりやすい言い方をすれば，論理的語彙は shall オペレータが支配する [] の内部でのみ機能する，という帰結が得られることになる。(ORAV, 52)

具体例を挙げておこなうなら，

Shall [I *not* do A], Shall be [p *or* q], Shall [If p, *then* q]

はそれぞれ論理的に適切な形式をもつ (well-formed) 表現であるが，

Not shall[I do A], Shall be [p] *or* Shall be [q], *If* p, *then* shall[q]

は論理的に誤った形式の表現である，ということである。

簡潔な言い方をしておくならば，shall に対してはたらく否定は「概念的に不整合であるという根本的な意味において誤り」であり，論理的に誤った (ill-formed) 定式は意図帰属文 (intend 文) として解釈すれば有意味にみえるが，意図の表出文 (shall 文) としては意味をなさない，ということである。(ORAV, 57)

以上の論点を，もう少し違った角度から説明してみよう。

まず，「私が何かをしようと意図していること」を否定することはできるが (I don't intend to do A)，これは私の心的状態に関する反省的ないし高階の記述 (reflective or higher order description) であって，心的状態を基礎的レベルで表出した (a base-level expression) 文としては解釈できない，ということが言われる。代表的なセラーズ解釈者の一人，W. ド・フリース (deVries) は，この点を「思考の不在を表出する言語が存在しないのと同様，意図の不在を表出する言語も存在しない」という言い方で表現している*6。

また，このことは，意図を行為ではなく「作用」として性格づけるセラーズの道徳心理学上の枠組みからの必然的帰結でもある。というのも，「意図」は「知覚者から無理やりに絞りだされる知覚」と類比的な意味で「作用」であるといわれるのである限り，われわれは，意図することを直接に意図したり (will to will directly)，傾向性の現実態としての意図の発現を直接に否定したりすることはできない。すなわち，みえている花をみえなくさせることができないのと同様，shall という心的出来事の発動もまた直接的に否定することはできないからである。

これらの考え方を言い換えるならば，shall は思考の様式 manner に関わるのであって，内容には関わらない，あるいは，R.M. ヘアのよく知られた表現を用いるならば，shall は言明の事的内容 frastic に付加的に付け加わるもの neustic としての役割を果たす，というのがセラーズの主張である，ということになる。

この論点を先ほどの欲求の問題に適用しておこう。「思考の様式としての shall」という発想は，われわれが「思考を楽しむ」とき，その楽しみは思考の概念内容——” shall” が入

*6 deVries[2005], 255.

場することのできない、より狭い意味における内容——に関わる機能であり、論理的含意関係に関して shall は何の役割も果たさない、ということを含意する。すなわち、セラーズによる shall の分析に従うならば、shall はいわば「論理に関して透明である」という形で、われわれの関心とするところであった「意図と欲求の連結問題」は解決される、ということである。(TA, 130)

以上が、「欲求と結びついた意図」の概念を論理的推論の空間に取り込む際にセラーズが用いる道具立てである。

ここで、それに加えて、shall を含まない事実的判断と実践的推論との関係をめぐるセラーズの分析を確認することで、「意図の論理形式」をめぐるセラーズの構想をより詳細に明らかにしておくことにしよう。すなわち、

Shall [if p, then I will do A]

p

それゆえ、Shall [I will do A]

という仕方でいわば事実判断と実践的推論が相互乗り入れした形式になっている推論を、セラーズの提示する枠組みの内部においてどのように解釈すればよいのか、という問題を解決しておくことにしよう。「実践的推論が、語の十分な意味で論理的である」ことをセラーズが確認しようとするのである以上、セラーズはこの問題に対する十分な解決策を提示できるのでなければならないからである。

さて、この問題に取り組むにあたって、セラーズは「含意」の内容を「前提と相関した導出 (implication as deliverance relative to an assumption)」として統制する (regiment) ことによって問題を解決することができるのではないかと提案する。

たとえば、「すべての人間は死ぬ」は「ソクラテスは人間である」という前提と相関的に「ソクラテスは死ぬ」を含意するわけであるが、それと類比的に、「雨が降ったら、家の中に入ろう」は「雨が降っている」という前提と相関的に (前提に依存的に depending on the assumption) 「家の中に入ろう」を含意する、と考えればよいのではないかとセラーズは提案する。

以上の考えは、一般に、

Shall [if p, then I will do A] implies Shall [I will do A], relatively to the assumption that-

p.

(「p であれば、私は A するだろう」は「p である」と相関的に「『私は A するであろう』という事態が引き起こされることになる」を含意する)

という仕方で表現されるものであり、上記の定式において推論式に依存される条件 p は行為の状況を示すものとなっている。すなわち、セラーズの考える「条件つき意図」の定式は、

Shall [If I am in C, I will do A]

のスキーマによって代表される，ということになる。

また，事実判断と実践的推論の関係という問題については，事実的判断に関して成立する連言導入規則（Conjunction Introduction/CI）の役割に注目しておくことも重要だ，とセラーズはいう。あるいは，通常の連言導入規則，

CI: ["p' and 'q'" implies "p and q"]

は意図の論理形式に関する誤解を引き起こす可能性があるのです，その誤解を回避する方策を立てておく必要がある，とセラーズは述べている。というのも，CIを機械的に適用するならば，

My children shall have a good education. I have already begun to put money aside.

から

My children *shall* have a good education *and* I have already begun to put money aside.

が導出されるわけであるが，このままでは 'and' という論理的語彙が shall オペレータが作用する範囲の外部に飛び出している（すなわち shall の文法的特性をめぐる先の分析と矛盾する）ように思われるからである。

この点について，セラーズは「そうなるだろう So-be-it」の規則を導入することで問題の解決を図ることができる，という。

So-be-it とは，

"Shall be [ϕ]" and "p" imply "Shall be [ϕ and p]" where ϕ is a formula which may or may not be logically complex.

という規則として定式化されるものであるが，この So-be-it の導入により，行為の状況との相関を shall オペレータの内部に取り込むことが可能となる。すなわち，So-Be-It の導入により，

"Shall be [if it is raining, I will come in]" and "it is raining" imply "Shall be [If it is raining I will come in and it is raining]"

という推論が可能となり，こうすることで shall の論理的特性をめぐる分析と矛盾しない仕方でも連言導入規則 CI を実践的推論の枠内に取り込むことができる，というわけである。

以上が，実践的推論の論理形式をめぐるセラーズの分析の基本的なセットである。そして，「道徳的ボキャブラリーが真正の意味で論理的である」ことをめぐるセラーズの構想の基礎的な部分は，大略以上のような考察に基づいた仕方でもキャッシュ・アウトされるのである。

結びと展望

1958年、セラーズの「心をめぐる新古典主義的見解」が「経験論と心の哲学」として世にでたのとほぼ時を同じくして、エリザベス・アンスコムは次のように語った。

いま現在、われわれが道徳哲学に取り組むことはやりがいのある仕事 (profitable) ではない。そのような仕事は、われわれが十分な心理学の哲学を手にするまで脇にのけておかれるべきである。そして、われわれがいま十分な心理学の哲学を手にしていない、というのは明白なことなのである*7。

また、それからほぼ50年後、「ケンブリッジに現れたムーア以来の才能」と評される気鋭の倫理学者K.セティヤはアンスコムのこの発言を受けて次のように語っている。

時代は変わった。ただし、心の哲学なしで哲学的倫理学に取り組むことがやりがいのある仕事となったからではない。そうではなく、いまやわれわれの手元には依拠するに足るアンスコムの仕事があるからである。上に引用した言葉を書きつける前年に、アンスコムは『インテンション』——あの難解ではあるが素晴らしい著作——の第一版を公にした。・・・この著作は、私の倫理的諸問題に対するアプローチに深い影響を及ぼしている。アンスコムと同様、行為するとはどのようなことであるかの説明なしで実践理性の性格を理解することはできない、というのが私の考えである。より慎重な言い方をするなら、意図をもって intentionally 行為するとはどのようなことであるか、そして理由のために行為するとはどのようなことであるか、という点をめぐる説明をわれわれは必要としているのである*8。

時代を拓いた著作『インテンション』の影響と意義が十分に知れ渡ったいま、「実践理性」の問題に取り組む研究者がアンスコムの行為の理論を参照すべき必要に疑いをさしはさむ人はいないであろう。しかし、同時に、「意図は行為と論理的かつ因果的に連結している」こと、そして「実践的語彙は真正の意味で思考を含んでいる」ことを説得的に提示しようとするセラーズの「哲学的心理学」を上に見定めたわれわれの立場からすれば、次のように述べることに十分な根拠が伴うように思われるのである。

時代は変わった。ただし、心の哲学なしで哲学的倫理学に取り組むことがやりがいのある仕事となったからではない。そうではなく、いまやわれわれの手元には依拠するに足るセラーズの仕事があるからからである。アンスコムが上に引用した言葉を書きつけた二年前に、セラーズは「経験論と心の哲学」——あの難解ではあるが素晴らしい著作——の第一版を公にした。・・・この著作は、私の倫理的諸問題に対するアプローチ

*7 Elizabeth Anscombe, *Modern Moral Philosophy*, 1958.

*8 Kieran Setiya, *Reasons without Rationalism*, Princeton UP, 2007.

に深い影響を及ぼしている。セラーズと同様、行為するとはどのようなことであるかの説明なしで実践理性の性格を理解することはできない、というのが私の考えである。より慎重な言い方をするなら、意図をもって行為するとはどのようなことであるか、そして理由のために行為するとはどのようなことであるか、という点をめぐる説明をわれわれは必要としているのである。

もちろん、意図をめぐるセラーズの分析を道徳的べきの分析へと拡張してみせること、つまり、約束手形として振り出された「自然化された義務論的直観主義」の構想を現金化する、という重要な作業はまだ手付かずのままに残されている。しかしながら、本稿の限られた論述に基づくかぎりでも、以下のような程度のことだけは正当に主張することができるように私には思われるのである。

心をめぐる新古典主義的見解を心の実践的側面に適用することによって「行為の哲学的心理学」を構築し、その成果に基づく仕方で意図と行為、あるいは意図と合理的思考の関係をきわめて斬新な仕方で描き出してみせたセラーズの一連の仕事にも、アンスコムの仕事と並ぶ先駆的業績としての評価と注目が与えられることには十分な根拠がある、と。

参考文献

- [1] Brandom, Robert (1994). *Making It Explicit*, Harvard.
- [2] Brandom, Robert. (1997). Study Guide, in *Wilfrid Sellars: Empiricism and the Philosophy of Mind*, Harvard. [浜野研三訳, 「スタディ・ガイド」, セラーズ著『経験論と心の哲学』所収, 2006年, 岩波書店.]
- [3] deVries, Willem. (2005). *Wilfrid Sellars*, McGill-Queen's.
- [4] O'shea, James. (2007). *Wilfrid Sellars: Naturalism with a Normative Turn*, Polity.
- [5] Sellars, Wilfrid. (1956). Empiricism and the Philosophy of Mind (EPM), reprinted in SPR. (『経験論と心の哲学』, 浜野訳, 岩波書店/神野他訳, 勁草書房.)
- [6] ——. (1962). Philosophy and the Scientific Image of Man (PSIM), reprinted in SR. [神野・土屋・中才訳, 「哲学と科学的人間像」, 『経験論と心の哲学』所収, 二〇〇六年, 勁草書房.]
- [7] ——. (1963). *Science, Perception, and Reality* (SPR), Ridgeview.
- [8] ——. (1963). Imperatives, Intentions, and the Logic of "Ought" (IILO, Revised version of IILO, 1956), Transcription available at the Andrew Chucky Website.
- [9] ——. (1966). Thought and Action (TA), in Lehrer (ed.), *Freedom and Determinism*, Random House.
- [10] ——. (1967). *Science and Metaphysics* (SM), Ridgeview.
- [11] ——. (1969). Language as Thought and as Communication (LTC), reprinted in ISR.
- [12] ——. (1974) Meaning as Functional Classification (MFC), reprinted in ISR.
- [13] ——. (1975). Autobiographical Reflections (AR), Transcription available at the Andrew Chucky Website.

- [14] ——. (1980). On Reasoning about Values (ORAV). Transcription available at the Andrew Chucky Website.
- [15] ——. (2007). *In the Space of Reasons* (ISR), Sharp & Brandom (ed.), Harvard.
- [16] Williams, Michael. (2006). Science and Sensibility: McDowell and Sellars on Perceptual Experience, *European Journal of Philosophy*, 14:2.

(2010年10月31日受理, 11月18日掲載承認)